

新型コロナウイルス感染症等対策

農業者向け

みよたん給付金を始めます！

お知らせです！



御代田町では、
新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、
経済的に影響を受けている町内の農業者に対し、
経営支援のため、定額の給付金を支給します。

対象となる農業者

令和3年8月9日時点で、町内に居住、又は事業所があり、
裏面の全ての要件を満たす農業者(個人農業者、農業法人)

給付金額

1農業者当たり 10万円の給付金

支給方法

支給農業者の口座へ振り込み

申請期間

10月1日(金)から12月24日(金)まで(当日消印有効)

申請方法

期限までに 御代田町 産業経済課農政係へ 申請
(申請書および添付書類を郵送または持参)

申請書様式の入手方法

御代田町ホームページ上からダウンロード または、
次の窓口でお受け取りください

- ・ 御代田町 産業経済課 窓口 (2階 12番窓口)
- ・ 佐久浅間農業協同組合 御代田支所
- ・ 佐久浅間農業協同組合 あさま東部営農センター (小沼事務所・伍賀事務所)
- ・ 有限会社トッピーバー ・ 株式会社ベジアーツ

●問い合わせ先 産業経済課農政係(32)3113

新型コロナウイルス感染症等対策「農業者向けみよたん給付金」 対象の農業者と申請書類のご案内

対象となる農業者

令和3年8月9日時点で、町内に居住、又は事業所があり
下記の要件を全て満たす農業者（農業法人・個人農業者）
が対象になります

対象となる要件 ※詳細は、町ホームページをご覧ください。

- ① 令和2年の農業所得を申告している
- ② 令和2年の農業収入が100万円以上である
ただし、給与収入が農業収入を上回るかた
及び事業者向けみよたん給付金の該当となるかたは除きます

申請必要書類

申請者全て

農業者向けみよたん給付金
支給申請書兼口座振込依頼書（様式第1号）

法人農業者

直近の法人町民税の確定申告書の写し

個人農業者

- ・令和2年分 確定申告書の写し
（または住民税申告書の写し）
- ・収支内訳書の写し

新規就農者

※令和3年1月1日以降に就農

営農計画書、出荷伝票及び耕作面積
のわかる書類

申請者全て

振込先口座と口座名義がわかる通帳の
見開きページ
※令和2年度に農業者向けみよたん給付金を申請し
たかたで、振込先に変更がないかたは不要

※このほかにも、書類が必要となる場合があります。